

男女共同参画関連・相談先一覧

相談内容	日時	問い合わせ	電話
法律相談（予約制）	毎月最終及びその前週月曜日 13:00~16:00	社会福祉課	93-1111
人権相談	毎月第2水曜日 10:00~15:00	市民課	93-1111
家庭児童相談	毎週月・水・金曜日 9:00~16:00	家庭児童相談室 （社会福祉課内）	93-1111
子どもなんでも相談	毎月第2・4金曜日 13:00~17:00	社会福祉課	93-1111
心配ごと相談	毎週火曜日 10:00~15:00	社会福祉協議会	92-2451
一般相談 <電話・面談相談>	毎週火~土曜日 9:30~20:00 日曜日・祝休日 9:30~16:00 毎月第3水曜日は休み	千葉県女性センター	04-7140-8605
専門相談（予約制） <こころの相談> <法律相談> <フェミニストカウンセリング>	毎月第3火曜日 毎月第4木曜日 毎週水・金・土曜日	千葉県女性センター	04-7140-8605
DV被害者をはじめ 女性の幅広い問題の相談 <電話相談>	電話相談：年中無休 24時間受付	千葉県女性サポート センター	043-302-1015 又は
<来所相談>	来所相談：毎週月~金曜日 （祝日は除く）		043-245-1719

富里市男女共同参画計画（概要版）

平成 15年 3月

富里市役所 総務部 企画課
〒286-0292 千葉県富里市七栄652-1
TEL：0476(93)1111（代）
E-mail：kikaku@city.tomisato.chiba.jp

富里市男女共同参画計画

一人ひとりが活きる男女共同参画社会づくり

概要版

計画策定の背景

社会には依然として男性が優遇される状況がみられたり、「男は仕事、女は家庭」といった固定的な役割分担意識も根強く存在しています。

性別による役割の固定化は、個人の多様な生き方の可能性を狭めることとなります。これは、男女を問わず基本的人権に関わる問題でもあります。

人権を尊重し、性による差別をなくすことは、一人ひとりの人生を充実した豊かなものにつなげます。

また、少子・高齢化や国際化、高度情報化がより一層進行する中で、豊かで活力ある社会を築いていくためにも、性別にとらわれず、個性と能力を十分に発揮できる社会の実現が求められています。

固定的な役割分担意識の一例



家庭で…

共働きなのに、男は「仕事」、女は「仕事と家庭」となっている子どもが3歳になるまでは母親が育児に専念すべきだと思う夫を「主人」と呼ぶのは当然だと思う
「女のくせに」とか「男のくせに」と叱ることがある妻が家事すべてを取り仕切り、夫に口をはさませない

地域で…

地域活動を仕切るのは決まって男性で、女性は飲食の準備や後かたづけばかり
「女医」「女流作家」などの呼称をつかう
公共施設のトイレには女性用の方しかベビーベッドがない
デートの費用はいつも男性がもつ

職場で…

お茶くみやコピーは女性の社員が行う
女性だけが制服の着用を義務づけられる
職場結婚すると、妻の方の配置を換える
仕事のできる男性は育児休業を取らない方がいいと考える

どうして?

どうして、いつもの女性には、食いつけと決まってるのかしら?

ちや、た、コピーお願いね
ついでにお茶もよろしくね。

頼まないの、なぜ?

男は一家の大黒柱?
男子厨房に入らず?
男は強くたくましく?

計画の視点

本市は、「まず自分らしく」「ジェンダーに気づく」「より広い視野へ」という3つの視点をもって、男女共同参画に向けた取り組みを進めていきます。

1 まず自分らしく



女性は「家事がきちんとできて当たり前」、「仕事は家事に影響しない範囲でする方がよい」、「育児や介護は女性がすべきもの」、男性は「家族を扶養するのが当然だ」、「家を継ぐものだ」など、こうした意識は私たちの中に常識となってしまっている場合があります。

しかし、人間は女性でも男性でもいろいろな個性や考えをもっています。

性別による社会的な有利、不利をなくし、一人ひとりの価値観にあった多様な生き方を尊重していきます。

2 ジェンダーに気づく

たとえ制度や仕組みが改善されても、それだけでは男女平等社会は実現しません。

家庭や地域、働く場などで実際に平等を達成するには、私たち一人ひとりがジェンダーにとらわれていないか、まず気づくことが大切です。

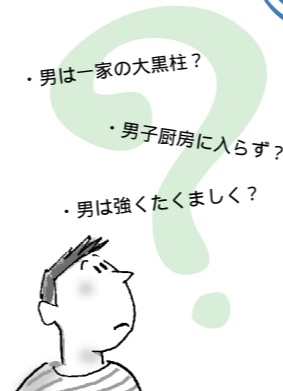
女(男)とはこういうものだという意識が差別や不利益を生んでいないか、「ジェンダーに気づく敏感な視点」を大切にしていきます。



3 より広い視野へ

これまでの男女平等をめぐる問題は、「女性問題」としてとらえられ、主に女性への差別だけに目が向けられてきました。しかし、ジェンダーに敏感な視点でとらえ直してみると、これは決して女性だけの問題ではなく、男性への固定的な考え方にも問題があることがわかります。

視野を「女性問題」からより広げて、男性も含めた社会全体の「男女のありかたの問題」としてとらえていきます。



計画の目標

“男だから”～しなければならない
 “女は”～するものだ
 ～するなんて“男らしくない”
 “女のくせに”～するなんて

こうした発想は、往々にして私たちの生き方を一定の「型」にはめてしまいます。

男だから職業を持って働き、経済力を持たねばならないと考えることや、女だから家庭を守らなければならないと考えることなどは、その例といえます。

こうした性別による固定的な意識や発想は、個人が自由に生き、個性と能力を発揮する上で妨げになることがあります。

私たち一人ひとりが自分の個性と能力を発揮しながらいきいきと生き、互いの生き方を尊重しあえる社会、だれもが真に個性豊かな生き方を選択できる社会づくりを目指していきます。



基本目標

一人ひとりが活躍する 男女共同参画社会づくり

基本方針

- 1 人権が尊重される社会をつくる
- 2 一人ひとりの個性を認め合う社会をつくる
- 3 あらゆる場面で共同参画できる社会をつくる
- 4 だれもが働きやすい社会をつくる
- 5 だれもが安心して暮らせる社会をつくる

施策の方向

1 人権が尊重される社会をつくる

女性への暴力等の排除

- ・ドメスティック・バイオレンスなどの理解に向けた情報提供及び学習会等の実施
- ・女性への暴力等の防止に向けた啓発活動の推進
- ・防犯体制の強化及び防犯施設等の整備

被害者への支援

- ・相談体制の強化・充実
- ・被害者を保護する一時退避施設等に関する調査・研究及び広域連携の推進

メディアにおける人権擁護

- ・公的な刊行物などにおける表現内容の見直し
- ・有害なチラシや屋外広告看板などの規制強化

性の商品化を防ぐための意識啓発

- ・性の商品化防止のための啓発活動の推進
- ・性感染症等についての正しい知識、情報の提供
- ・売買春、援助交際等の発生を防ぐための情報提供

2 一人ひとりの個性を認め合う社会をつくる

男女平等意識の醸成

- ・市広報紙や情報誌などによる男女平等意識の啓発
- ・市広報紙や情報誌などによる男女共同参画に関する情報の提供
- ・地域における慣行、慣習の見直しのための調査・研究
- ・男女共同参画に関わる関連資料、図書等の充実
- ・男女別の統計資料の充実

学校における男女平等教育の充実

- ・人権教育、性教育の充実
- ・性別にとらわれない進路指導等の推進
- ・男女混合名簿の導入及び使用への対応
- ・国際理解教育の推進
- ・教育関係者の男女共同参画に関する理解の促進

家庭・地域における学習機会の充実

- ・男女共同参画に関連する講座、教室等の開催
- ・国・県等が主催する講演会、研修会等の情報提供
- ・講座等における幼児の一時預かりの推進
- ・家庭において男女平等教育を進めるための啓発活動の推進
- ・女性団体・グループ活動への支援



3 あらゆる場面で共同参画できる社会をつくる

- 市政への女性参画の促進**
- ・ 審議会、委員会等への女性の参画の促進
 - ・ 審議会等委員の公募枠の拡大
 - ・ 広聴活動の充実
 - ・ 女性の視点から見た施設改善やまち点検の実施

- 方策決定への女性参画の促進**
- ・ 各種団体等における女性役員の拡充の促進
 - ・ 企業運営等における女性の参画促進のための働きかけ

- 国際交流の促進**
- ・ 国際交流事業の充実
 - ・ 国際的な男女共同参画に関する情報の提供
 - ・ 外国人に対する情報提供の充実

4 だれもが働きやすい社会をつくる

- 雇用の機会、条件の改善**
- ・ 労働基準法の周知・徹底
 - ・ 男女雇用機会均等法の周知・徹底
 - ・ 職業技術等を取得するための講座等の情報提供
 - ・ 起業家を支援するための融資制度等の調査・研究

- 家内就労者の条件整備**
- ・ 農業、商工業に従事する女性の労働環境改善のための啓発活動の推進
 - ・ 法人化など農業経営に関する調査・研究

- 働く場の環境整備**
- ・ セクシュアル・ハラスメント防止のための啓発活動の推進
 - ・ 職場における慣行を見直すための啓発活動の推進

- 家庭との両立支援**
- ・ 育児・介護休業法の周知・徹底
 - ・ 労働時間の短縮やフレックスマネジメント制度についての調査・研究
 - ・ 企業内保育についての調査・研究
 - ・ 放課後児童クラブの充実
 - ・ 女性の就労への理解に向けた啓発活動の推進
 - ・ 男女とも参加できる家事・育児・介護講座等の開催

5 だれもが安心して暮らせる社会をつくる

- 子育てへの支援**
- ・ 多様な保育サービスの充実
 - ・ 子育てに関する相談、指導及び情報提供の充実
 - ・ 地域で支援する子育て体制の整備
 - ・ 子育てに関する経済的支援の推進
 - ・ 小児救急医療体制の整備
 - ・ 母親（両親）学級の充実や親子のふれあい事業の推進

- 生涯福祉の推進**
- ・ 高齢者の社会参加の促進
 - ・ 在宅保健福祉サービスの充実
 - ・ ひとり暮らし高齢者に対する支援
 - ・ 高齢者の健康づくりの推進
 - ・ 障害者福祉の充実
 - ・ ひとり親家庭への自立、経済的支援の促進
 - ・ 介護相談の充実

- 健康づくりの推進**
- ・ 育児相談、栄養指導など母子保健の充実
 - ・ 各種検診事業の充実
 - ・ 健康教室の開催など女性の健康づくりの推進
 - ・ 心身の健康相談の充実
 - ・ 妊娠、出産等に関わる学習機会の充実
 - ・ 各種スポーツ教室等の充実

計画の推進

1 計画推進体制の強化

男女共同参画社会を実現していくための課題は、広範囲、多岐にわたっており、市政のあらゆる分野に男女共同参画の視点を反映させていく必要があります。そのため、市役所内の男女共同参画を進めていくとともに、行政の横断的な連携を図りながら各種事業を推進していきます。

また、本計画を円滑に推進していくため、計画の進行管理を行うとともに、推進体制の整備や関連機関との連携を強化していきます。

2 市民、事業者との連携の強化

本市の男女平等を推進していくためには、市の施策や市民の実践だけでは解決できず、国や県で取り組むべき課題があります。そのような課題については、国や県に働きかけるとともに、課題解決のための連携を強めていきます。また、企業に対しても、男女平等の視点からの要請・働きかけを行います。

さらに、NPOなど市民活動との協働は今後ますます重要になっていくため、市民参加のための体制強化等により、その促進を図ります。